**別記様式１**

特定間伐等促進計画

北海道白糠郡白糠町

令和３年６月

１ 特定間伐等促進計画の目標

　　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第４条第１項の規定により定められた北海道の基本方針や白糠町の間伐の実施状

　況を勘案して、令和３年度から令和１２年度までの１０年間で２，７１６ｈａ（年平均２７１ｈａ）の間伐を行うことを、目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

２ 特定間伐等促進計画の区域

　　道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い白糠町の森林の特定間伐等

　促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

３　特定間伐等の実施計画

　　(1)間伐・造林に関する事項

　　(2)その他間伐及び造林に関する事項　　　　別紙のとおり

　　(3)作業路網に関する事項

　　(4)その他施設に関する事項

　　(5)事業実施箇所

４　特定間伐等の実施計画の実績

　　(1)間伐・造林

　　(2)その他間伐及び造林　　　　　　　　　　別紙のとおり

　　(3)作業路網

　　(4)その他施設

５　森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

1. 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

　 白糠町では、５ha以下の小規模な森林所有者は２５６名で、森林所有者の５割以上を占めており、計画的かつ効率的な森林施業を

進める障害となっている。

　このため、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、くしろ西森林組合が長中心となって地域の関係者が連携・協力する体制を構築するとともに、森林経営計画を作成し森林施業の推進に努めるほか、団体的に介在する小規模森林所有者については、森林整備に意欲ある者へ森林経営の委託を促進し、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど集約化の推進に努める。

また、不在村森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林施業プランナーやフォレスター等と連携して森林機能と森林管理の重要性を説明し、林業経営への参画を図り効率的な森林施業を推進するため提案型集約化施業の推進に努める。

　（2)　施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合計形成等の活動の推進に関すること。

　　　森林ＧＩＳ等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析、境界の確認等を進め、効率的　な森林施業の推進に努める。

６　路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

1. 路網の整備の推進に関すること。

　間伐等の効率的な森林施業を実施するため、道が策定した「路網・作業システム整備方針」を基に、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した、林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努める。

1. 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

　路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等に応じた、高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な間伐等の作業システムの普及及び定着に努め、他の事業体と連携して機械等の共同利用を検討する。

1. コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

　造林、保育コストの低減を図るため、森林施業プランナー等と連携し、森林所有者や事業実施主体等と適地適木による植栽樹種の選定や植栽本数の低減等について意見集約を図り、合意形成等に努める。

７　間伐材の利用の推進

1. 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材等の供給に関し、町内の林業林産業関係者と情報の共有化を進める。また、公共建築物等における木材の利用の促進に関す

　　す法律に基づき、公共施設における木材利用の拡大に努める。

　　　 住宅における地域材の利用や、公共建築物及び公共施設に係る工作物における木材の利用、木質バイオマス利用の推進等、幅広い

　取組を通じて間伐材等の利用を促進するため、川上から川下等の関係者が集まる会議や協議会等に積極的に参加し、関係者との合意形成や情報の共有化に努める。

1. 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

町内には製材工場が４箇所、チップ工場が１箇所、合板工場が２箇所あるが、搬出された間伐材が適切に利用できるよう、林業事業体においては、これらの工場等と木材の需要の調整を行い、間伐等の利用の促進を図り、安定供給体制の構築に努める。

８　人材の育成・確保等

1. 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重

要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要なことから、事業量の確保に努め、さらには組織体制の充実や事業活動の強化等を図り、地域の中核となる森林組合の育成に努める。

1. 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化等による広域化を進め経営の体

質強化、高度化に努める。